令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の
	法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政

0	0	0	\circ
不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)(抄)	宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(抄)	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄)(第	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八.
(第四条関係)	(第三条関係)	(第二条関係) …	八年政令第八号)
		6	(抄) (第一条関係)1

建 築物 0 エ ネ ル デー 消費性能 の向 上に関する法律施行令 (平成二十八年政令第八号) (抄) (第一 条関係

 \bigcirc

傍 線 0 部分は 改 Ē 一部分)

府 県 知 事 が 所管行政庁となる建築物

改

正

案

第二 (略)

2 する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関 に区 築基準法第九十七 の 区 を除く。 あ っては、 第二条第 域内のも)とする。 地方自治法 のは、 項 条の三第一項の規定により建築主事を置く特 第 五号ただし 次に掲げる建築物 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百 書 \mathcal{O} 政令で定める建築物 (第二号に掲げる建 0 うち 築物 別建 2

(各) が一万平方メー、 (名) において同じ。) が一万平方メー、 (名) 第二条第一項第四号の延べ面積をいう。 第4八号) 第二条第一項第四号の延べ面積をいう。 第4八号)第二条 (条基準法施行令 (昭和二十五年政) 築物 令第三百三十 + 条第 項

定 建 築物 0 非 住 宅 部 分の 規 模等)

第 同 する常時外気に開放され 切 必 兀 以上であるも 壁又は戸を有しない階 要があるものとして政令で定める規模は、 条)の合計 法第 +· 一 条 が三百平 のの床面積を除く。 第一項 一方メ た開 又はその一部であって、 0) エネル 日部の 1 トルであることとする。 ギー 第十 面 - 消費性 積の合計の割 一条第一項を除 能 床 面積 \mathcal{O} 一項を除き、以下の割合が二十分の面積(内部に間仕

(削る)

2

3

略

道 府 県 知 事 が 所管行政庁となる建築物

現

行

略

築基準 物を除く。 五. に する事務を特別区 区 る事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関 あっては、 の区域内のものは、 法第二条 子法第九)とする。 第一 十七七 地方自治法 項 |が処理することとされた場合における当該建 条の三第一項 第五 次に掲げる建築物 号ただし (昭和二十二年法律第六十七号)第二百に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物第一項の規定により建築主事を置く特別をだし書の政令で定める建築物のうち建

八号); において同 延べ面積 第二条第一 ľ (建築基準法 が 項 一 第 第四号の 万平 施 一方メー 行令 の延べ面積をいう。それ行令(昭和二十五年) ルを超える建 年政 第十五 令第三百三 条第 項

(特 定建 築物 0 非 住 宅 部 分の 規 模等)

2 第 同 する常時外気に開放され 切 兀 必 要が 以 、壁又は戸を有しない階又はその一部であって、 3 条 上であるものの)の合計 あるものとして政 法 略 第 十 一条 が 三百平 不第 一 項 床面積を除く。 一方メー た開口 へのエ 令で定める規模は、 ネル 1部の面 ・トルであることとする。 デー 第十五条第一項を除 |積の合計の割 消 費性 床面 能 0 その床 積 確 合が 保 內 を 面 部 特 に間 積 以分に間図下の対任の 以

特 定 建 築物に に係る 報告及び立入 (検査)

第六条 所管行政庁 は 法第十七条第 項 0 規定に ょ ŋ 特定 建 築

2 法第二十八条第二項の政令で定める数は、千戸とする。 第九条 法第二十八条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする (新設)	第八条 (略) 第十条 (略)	(削る) (関係書類を検査させることができる。 (関係書類を検査させることができる。 (関係書類を検査させることができる。 (関係書類を検査させることができる。 (関係書類を検査させることができる。 (連築物に係る事項のうち建築物の建築主等に対し、当成建築物の建築・の建築・ののでは、活第二十一条第一項の規定により、その職員には関するものに関し報告させることができる。 (連築物に係る事項のうち建築物の設計及び施工並びに構造及び設備、対し、当該建築物の建築・の建築・で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	第六条・第七条(略) 第七条・第八条 (略)	書類を検査させることができる。 本のでは、大きのでは、は、大きのでは、は、大きのでは、は、大きのでは、は、大きのできる。 では、大きのできる。 では、大きのできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで
		(できる。) できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。		(特定建築物につき、当該特定建築物の関係の適合に関するものに関し報告させる条第一項の規定により、その職員に、 場に立ち入り、当該特定建築物並びに場に立ち入り、当該特定建築物並びに

(削る)		(削る)	(削る)	2 法第三十一条第二項の政令で定める数は、千戸とする。第十条 法第三十一条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。建て規格住宅の戸数等) (特定一戸建て住宅建設工事業者等の新たに建設する請負型一戸
(特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅の戸数が当該 一 一戸建ての住宅 三百戸 一 一戸建ての住宅 三百戸 一 一戸建ての住宅 三百戸 一 一戸建ての住宅 三百戸 本号に定める数であることとする。 - 一戸建ての住宅 三百戸 一 長屋又は共同住宅 千戸	一 新築した分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上 一 新築した分譲型一戸建て規格住宅、当該分譲型一戸建て規格住宅・当該分譲型一戸建て規格住宅・当該分譲型一戸建て規格住宅・当該分譲型一戸建で規格住宅・当該分譲型一戸建で規格住宅・当該分譲型一戸建で規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上 一 新築した分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上 世ることができる。	関し報告させることがでその新築する分譲型一戸週大臣は、法第三十条第て規格住宅に係る報告及	譲型一戸建て規格住宅の戸数が百五十戸であることとする。第十一条 法第二十八条の政令で定める数は、一年間に新築する分(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数)	新設)

(削る)

第十 一条

(略)

(削る)

(請負 (型規格住宅に係る報告及び立入検査)

第十四 定建 が 号に定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。 、特定建設工事業者の おいて同じ。 できる。 _ 条 設工事業者に対 国土交通大臣 につき は、 その 年 - 間に新たに建設するその 次に掲げる事項に関し報告させること 法第三十三条第四 新たに建設する請負型規格住宅 項 んの規 戸 定により 数が前条各 以 下この (当 条 特

新たに建設した請負型規格住宅の戸数

事項 請負型規格住宅のエネルギー消費性能及びその向上に関する

2 ち入り、 業者の新たに建設する請負型規格住宅若しくはその工事現場に立 ことができる。 建築材料及び設計図書その 国土交通大臣は、 特定建設工事業者の事務所その他の事業場又は特定建設工事 当該請負型規格住宅 法第三十三条第四項の規定により、 他の関係書類並びに帳簿を検査させる 当該請負型規格住宅の建築設備、 その 職

第十五 条 (略

(基準 適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

2 第十六条 四十 料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。 合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、 性能基準への適合に関するものに関し報告させることができる。 びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費 合認定建築物につき、 基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、 所管行政庁は、 条第二項の認定を受けた者に対し、 所管行政庁は、 法第四十三条第一項の規定により、 当該基準適合認定建築物の設計及び施工並 法第四十三条第 一項の規定により、 当該認定に係る基準適 その職員に 当該基準適 建築材 法 第

第十二条 (削る) 附 則 (略) 第三条 2 第十七条 計図書その他の関係書類を検査させることができる。 該特定建築物並びに当該特定建築物の建築設備、建築材料及び設 のに関し報告させることができる。 る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するも 改築に係る特定建築物の建築主等に対し、 (特定増改築に係る特定建築物に係る報告及び立入検査) 当該特定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係 特定増改築に係る特定建築物又はその工事現場に立ち入り、 所管行政庁は、法附則第三条第十項の規定により、 附 所管行政庁は、 則 (略) 法附則第三条第十項の規定により、 当該特定建築物につき その職員に 特定増 当

- \bigcirc 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)(抄) (第二条関係) (略)
- \bigcirc 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)(抄)(第四条関係) (略)

(昭和三十九年政令第三百八十三号)

(抄)

(第三条関係)

(略)

 \bigcirc

宅地建物取引業法施行令